

## 水質試験と簡易専用水道検査

### 水 質 試 験

#### 動 向

農薬関係では近年水質基準等の改正が相次ぎ、今年度はピロキロンなど7種類の農薬の目標値が見直される。検査方法関係では、臭素酸の分析に液体クロマトグラフ-質量分析法が追加され、さらに標準液の管理関係で5項目の改正が予定されている。

水質検査機関の登録数は全国で212機関にのぼり、その精度管理が以前から重要視されている。当会においては厚労省、神奈川県及び給衛協の外部精度管理に毎年参加しており、いずれも良好な成績を維持している。

#### 結 果

平成28年度の実施総数は1,149件、このうち一般試験は847件（74%）、15項目以上の精密試験は179件（16%）、その他は123件（10%）。

用途別の実施件数では、専用水道水（自家用水道又は水道事業以外に該当する）の検査数が383件（35%）と最も多く、簡易専用水道水が288件（26%）で、全体の6割を占めた。受託数は簡易専用水道水の直結給水化の進展や専用水道を管理する管理会社等の欠落等の影響により近年伸び悩んでいる。

飲用目的の検査結果をみると、水質基準を上回った不適件数は60件と全体の5%を占めている。このうち、井戸水の不適件数は24件（28%）と最も多く、簡易専用水道の10件（9%）、船舶水の9件（8%）と続いている。

水質基準の不適合項目は、一般細菌・大腸菌が28件と最も多く、金属類が11件と続いており、井戸水や簡易専用水道などで不適率が高くなる傾向がある。この中には、水道利用の少ない施設や、近年、緊急災害時の飲用の適否を調べる井戸水検査なども含まれている。

プール水の検査は今年度301件を実施した。検査結果では、残留塩素151検体のうち基準（0.4mg/l）に達しない施設が32施設（21%）にのぼり、使用頻度が少ないプールの水質管理が課題のひとつになっている。

### 簡易専用水道検査等

#### 動 向

簡易専用水道検査は厚生労働大臣の指定検査機関から登録検査機関へと移行後、13年が経過した。この登録には3年毎の更新が必要となっている。神奈川県を検査区域とする登録検査機関数は、当初の7機関から22機関へと増大し、複数の検査機関に委託していた検査を価格の安い検査機関に集約するなど、精度よりも価格が優先となっている。

#### 検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は1,743件で、前年度より64件減少し、実施率は96.5%であった。このうち、横浜市内の検査数は1,569件で73件減少し、横浜市以外では174件で9件の増加であった。主な減少の要因は、直結給水方式の導入、経営の合理化等で社宅・寮の閉鎖などや管理契約の変更に伴う検査依頼待ちも含まれる。検査結果は、1,743件のうち、良好な施設が1,576件（90.4%）、不適は167件（9.6%）を占め、このうち46件は衛生上重大な汚染事故につながる恐れのある助言施設であった。不適の内訳は、水槽の本体の状態、マンホールの状態、水槽周囲の状態の順で、項目別では地下式受水槽で槽内の確認ができない施設、マンホールの密閉不良、使用済みの廃材等が水槽室内に放置された施設などとなっている。一方、助言施設では水槽の老朽化により本体に隙間が発生し雨水等が浸入する恐れのある施設、水面に小動物等の死骸が浮遊した施設、水質検査で残留塩素が不検出などであった。

10m<sup>3</sup>以下の小規模受水槽水道検査は169件実施し、前年度より6件減少し、実施率は96.6%であった。このうち不適施設は33件（19.5%）と簡易専用水道検査よりも高率であった。不適項目の内訳については、簡易専用水道検査とほぼ同様な傾向であった。

関係の集計表は133頁に掲載